

「経営革新等支援機関」の認定のお知らせ

平成24年11月5日、関東経済産業局長・関東財務局長より「中小企業経営力強化支援法」に基づく「経営革新等支援機関」として認定されました。

【「経営革新等支援機関」の認定制度について】

中小企業の財務内容等の経営状況の分析や事業計画の策定・実行支援の業務を行うため、税務、金融及び企業の財務に関する専門的な知識や実務経験が一定レベル以上の者（※）を、国が認定する制度です。

（※）税理士等の個人、金融機関等の法人、中小企業支援機関等

本制度は、中小企業が抱える経営課題が多様化・複雑化する中、中小企業に対して金融支援と経営支援が一体となった、専門性の高い支援事業を行う機関を法的に認定し、中小企業の経営力の強化を図る事を目的に創設されました。

【認定「経営革新等支援機関」による中小企業への支援内容】

- ① 中小企業者の経営状況の分析および事業計画の策定支援・実行支援を行います。
- ② 認定「経営革新等支援機関」の支援を受けつつ、自ら「事業計画」の策定ならびに計画の実行、および金融機関への「事業計画」の進捗報告を行う中小企業者に対して、金融支援と経営支援との一体的な取り組みを推進するため創設された、信用保証協会による保証制度「経営力強化保証制度」が取り扱えます。